

Q 法定講習は、どのような場合に受講しなければならないのですか。

危険物取扱者法定講習は消防法の規定に基づく講習で、「危険物保安監督者」に限らず、現に危険物の取扱作業に従事しているすべての免状保持者は3年に一度の受講義務があります。逆に、作業に従事していなければ、免状を持っていたとしても受講の義務はありません。

なお、受講の時期については、表の「法定講習の受講期限」を参考にしてください。

Q 受講申請書はどこで入手できますか。

危険物取扱者法定講習の受講申請書は、各地区（市）危険物安全協会のほか、各消防本部（局）、県の地方局又は支局の総務県民課（室）に備えてあります。また、愛媛県危険物安全協会連合会のホームページからダウンロードすることもできます。（長辺とじ両面印刷してください。）令和7年度までの受講申請書はご使用になれませんのでご注意ください。

Q 申請書に貼付する県の収入証紙はどこで買えますか。

伊予銀行の本支店や各地区の農協など、県内の収入証紙売り捌き所で購入できます。愛媛県のホームページ等でご確認ください。

Q 受講申請書に貼付する免状のコピーは表裏両面が必要ですか。

原則として、顔写真のある面（表）のみでかまいません。ただし、氏名や本籍（都道府県）等に変更があり裏面にその旨の記載がある場合は、両面ともコピーを貼付してください。裏面が受講履歴だけの場合は不要です。手帳形式の古い免状の場合は、ご面倒ですが全部の面をコピーしてください。

なお、コピーする際には、記載されている数字が明瞭にわかるようにお願いします。

Q 該当する種別の講習日程では都合がつかないのですが。

法定講習では、危険物施設の種別が「給油取扱所」「石油コンビナート等」「その他の施設」の3つに分類されており、受講者が作業に従事している施設によって、該当する種別の講習を受けていただくことになっています。ただし、やむを得ない事情等で当該日に受講できない場合、オンラインでの受講もできますのでご検討ください。

なお、オンラインによる講習も受講できない場合は、「給油取扱所」と「その他の施設」に限り相互の種別での受講でもかまいません。

Q 受講申請は郵送でもできますか。

当連合会事務局や各地区（市）危険物安全協会事務局に郵送することで受講申請できます。その場合は、受講票をお送りするための返信用封筒（住所、氏名を記入し、所定の郵便切手（定形郵便物の場合、受講者20名までは110円分の切手）を貼ったもの）を必ず同封してください。

Q オンライン上で受講することはできないのですか。

愛媛県危険物安全協会連合会が行う危険物取扱者法定講習では、オンライン講習は行っていません。オンラインでの講習をご希望の方は、指定講習機関の（一財）全国危険物安全協会が行っているオンライン講習をご利用ください。全国危険物安全協会ホームページのトップページにある「各オンライン講習」から「オンライン保安講習案内」を選択し、お申し込みください。

(<https://www.zenkikyo.or.jp/zenkikyo-onlin/>)



愛媛県危険物安全協会連合会

愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F

☎&FAX 089-924-6618

お問い合わせフォーム

<https://www.ehimekenkiren.org/>